

滋賀県知事の権限に関する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 改正の概要①（手続の電子化に対応するための移譲事務の除外）

建築基準法等に基づく確認等の申請に係る受付事務について、手数料の電子収納や申請書の電子受付等に対応するため、事務を見直し、市町から移譲事務を除くため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

(1) 除外対象となる事務

- ・ 建築基準法等に基づく確認等の申請に係る受付事務
 （栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および全町）
- ・ 租税特別措置法等に基づく宅地の認定等の申請に係る受付事務（全町）
- ・ 都市計画法等に基づく開発および建築等の申請に係る受付事務（全町）

(2) 移譲事務除外の目的

各種申請に係る受付業務の移譲を継続する場合、当該申請手続のデジタル化により、かえって県民の利便性が低下する恐れがあるため。

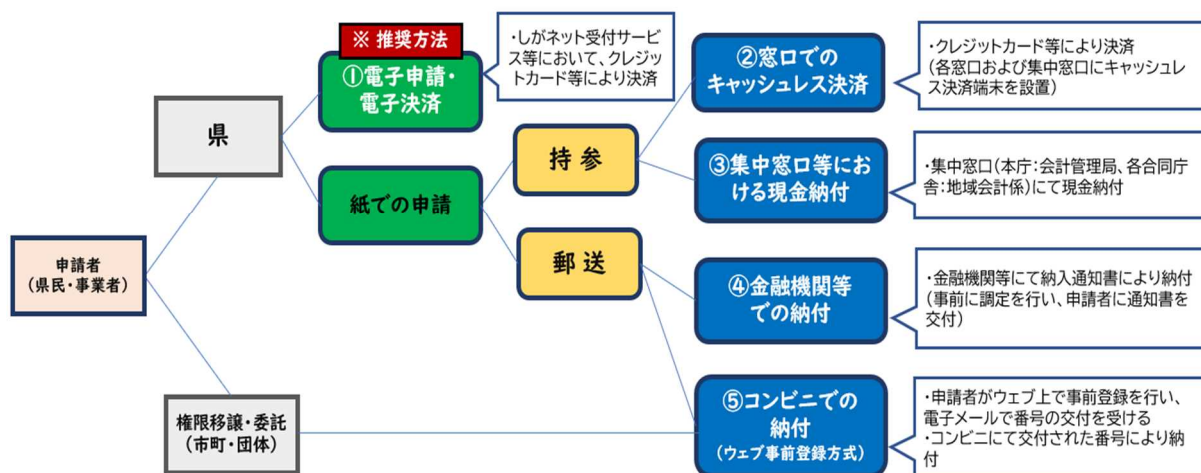
ア 電子収納および電子申請への対応

(ア) 電子収納の開始

令和6年9月からキャッシュレス端末による電子収納が開始、収入証紙による手数料収納の廃止（令和8年4月）されることにより、今後は申請書類受付に係る手数料を①～⑤のいずれかにより電子収納する必要がある。

➡ 市町に申請受付を権限移譲している場合には ⑤コンビニ納付 のみとなる。

□収入証紙廃止後の使用料および手数料の主な収入方法について

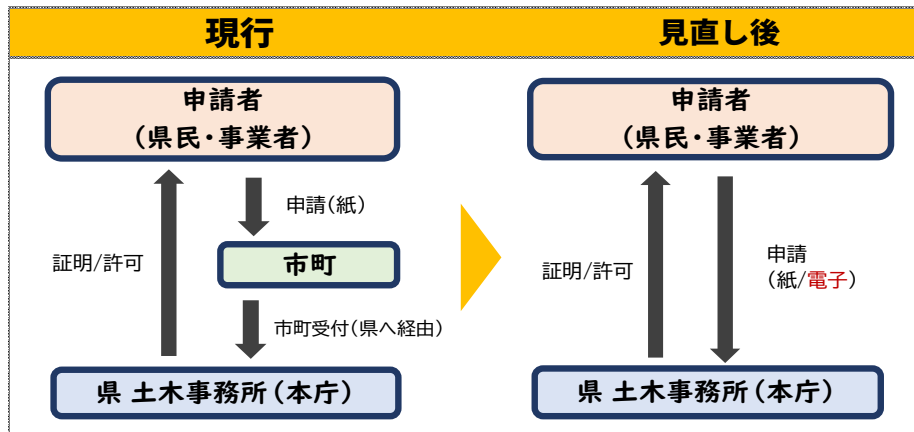


(イ) 電子申請の受付開始

令和7年度以降順次、電子申請受付を開始する予定。しがネット受付サービス等による電子申請時における収納（収入証紙廃止後の推奨方法である上記①）にも対応する。

イ 申請受付事務の効率化

上記の電子収納、電子申請に対応するとともに、市町への事務移譲を引き上げることにより、書類の経由期間の削減が図られ、審査時間の削減につながる。



2 改正の概要②（農地法等の改正に伴うもの）

農地法に基づく農地の違反転用に對する処分の事務は、従来から全市町（指定市町村※である近江八幡市を除く）に移譲している。同法の改正（令和6年6月21日公布）に伴い、不適切な転用を防ぐための農地転用に係る手続きの厳格化を目的として新たに設けられた違反転用の公表事務を市町へ移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

※「指定市町村」… 農林水産大臣が指定する市町村で、指定市町村の長は都道府県知事と同様の権限を有す。

(1) 移譲対象となる事務

農地転用に係る手続きの厳格化の一つとして農地法が改正され、違反転用で原状回復等の命令を受けた者がその命令に従わなかった場合に、その地番や違反者の氏名等の情報を公表する事務が新たに設けられた。

ア 違反転用に對する処分手続きと権限移譲の状況



イ 具体的な公表の内容 ※ホームページや公報等により行われる想定

- ・ 命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用の内容
- ・ 命令に係る土地の所在（地番）、氏名（法人の場合はその名称および代表者の氏名）

(2) 権限移譲の目的

上記の事務は、従来から条例により市町へ移譲している違反転用に對する処分の事務と一体となったものであるため。

3 改正の概要③（鳥獣保護管理法に基づく事務の移譲市町追加）

鳥獣保護管理法に基づく事務のうち、アライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等については、以下のとおり既に 14 市町に移譲済みであるが、今回新たに近江八幡市および愛荘町に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

(1) 移譲対象となる事務

生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷等の許可等に係る事務を移譲する。

今回移譲2市町：近江八幡市、愛荘町

移譲済14市町：大津市、長浜市、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、
東近江市、米原市、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
未移譲3市：彦根市、守山市、栗東市

(2) 権限移譲の目的

市町では鳥獣捕獲に係る他の手続き(捕獲用わなの貸出等)を行っており、本事務を移譲することで窓口の統一化が実現するため。

4 改正の概要④（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務の移譲市町追加）

農地が分散している状況を解消し、農地の集約化等を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴って設けられた農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務については、既に2市（草津市、甲賀市）に移譲しているが、新たに合意に至った7市町（大津市、長浜市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）に移譲するため、標記条例の一部を改正しようとするもの。

(1) 移譲対象となる事務

同法に基づく農地の貸借に係る、農用地利用集積等促進計画の認可および農業委員会への通知および公告の事務を移譲する。※下表、(ウ)①、②の部分
同法に基づく農地の貸借に係る一連の流れは以下のとおり。

実施者	(ア) 市町				(イ) 農地中間管理機構	(ウ) 県 → 市町へ移譲	
事務内容	貸借等申請書類の受付	促進計画案の作成	農業委員会への意見聴取	意見を付した計画案提出	促進計画を許可申請	①促進計画の許可	②促進計画の公告

(2) 権限移譲の目的

農地の効率的かつ効果的な利用に向けた権利設定の迅速な判断が可能となり、認定および公告に要する時間の短縮につながるため。

5 施行日

令和7年4月1日から施行。ただし②については、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

手数料の電子収納および電子申請手続に向けて市町へ移譲している建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく事務を見直し、農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲し、ならびに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等に基づく事務の一部を新たに市町に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）ならびに同法および同条例の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (2) 農地法に基づく違反転用者等が原状回復等の措置の命令に従わなかった旨等の公表に係る事務を市町に移譲することとします。（別表関係）
- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）および同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (4) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (6) 鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに近江八幡市および愛荘町に移譲することとします。（別表関係）
- (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）および同法の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととします。（別表関係）
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画の認可ならびに当該認可をした旨の通知および公告に係る事務を新たに大津市、長浜市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に移譲することとします。（別表関係）

(9) その他

ア この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(2)は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 62 号）の施行の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第2条関係）		本則・付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(14) 省略		(1)～(14) 省略	
(15) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）ならびに滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号。以下この項において「条例」という。）ならびに法および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u> <u>ア 法第1章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> <u>(ア) 法第3条第1項第3号および第4号の規定による指定および認定に係る申請の受付</u> <u>(イ) 法第6条第1項（法第87条の4および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認に係る申請の受付</u> <u>(ウ) 法第18条第2項（法第87条の4および第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の受付</u>	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および町	(15) 削除	

<u>イ 法第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> <u>(ア) 法第42条第1項第4号および第5号ならびに第3項の規定による指定に係る申請の受付</u> <u>(イ) 法第43条第2項第1号および第2号の規定による建築の認定および許可に係る申請の受付</u> <u>(ウ) 法第44条第1項第2号から第4号までの規定による建築の許可等に係る申請の受付</u> <u>(エ) 法第47条ただし書の規定による建築の許可に係る申請の受付</u> <u>(オ) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書および第14項ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築の許可に係る申請の受付</u> <u>(カ) 法第51条ただし書（法第87条第2項および第3項ならびに第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物の敷地の位置の許可に係る申請の受付</u>						
---	--	--	--	--	--	--

<u>(キ) 法第52条第6項第3号、第10項、第11項および第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の認定等に係る申請の受付</u> <u>(ク) 法第53条第4項および第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ケ) 法第53条第6項第3号の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付</u> <u>(コ) 法第53条の2第1項第3号および第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可に係る申請の受付</u> <u>(カ) 法第55条第2項、第3項および第4項各号の規定による建築物の高さに関する特例の認定等および建築物の高さの許可に係る申請の受付</u> <u>(シ) 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可に係る申請の受付</u> <u>(ス) 法第57条第1項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> <u>(セ) 法第57条の2第1項の規定による特例敷地に係る特例容積率の限度の指定に係る申請の受付</u> <u>(ソ) 法第57条の3第1項の規定による特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しに係る申請の受付</u>			
---	--	--	--

<u>請の受付</u> <u>(タ) 法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(チ) 法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ツ) 法第59条第1項第3号および第4項の規定による特例および建築物の各部分の高さの許可に係る申請の受付</u> <u>(テ) 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率および各部分の高さに関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ト) 法第60条の2第1項第3号の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ナ) 法第60条の2の2第1項第2号および第3項ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ニ) 法第60条の3第1項第3号および第2項ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ヌ) 法第67条第3項第2号および第5項第2号の規定による建築物の敷地面積および壁面の位置に関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ネ) 法第67条第9項第2号の規定による制限の適</u>				
---	--	--	--	--

<u>用除外に係る許可に係る申請の受付</u> <u>(ノ) 法第68条第1項第2号、第2項第2号および第3項第2号の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> <u>(ハ) 法第68条第5項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> <u>(ヒ) 法第68条の3第1項から第4項までおよび第7項の規定による制限の適用除外に係る認定等に係る申請の受付</u> <u>(フ) 法第68条の4の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> <u>(ヘ) 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受付</u> <u>(ホ) 法第68条の5の3第2項の規定による制限の適用除外に係る許可に係る申請の受付</u> <u>(マ) 法第68条の5の5第1項および第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> <u>(ミ) 法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定に係る申請の受付</u> <u>(ム) 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可に係る申請の受付</u> <u>ウ 法第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事</u>			
--	--	--	--

<u>務</u> <u>(ア) 法第74条の2第3項の規定による建築協定に係る借地権の消滅等に係る届出の受付</u> <u>(イ) 法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定の廃止の認可に係る申請の受付</u> <u>エ 法第6章に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> <u>(ア) 法第85条第6項および第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可に係る申請の受付</u> <u>(イ) 法第86条第1項から第4項までの規定による1または2以上の建築物に関する特例の認定等に係る申請の受付</u> <u>(ウ) 法第86条の2第1項から第3項までの規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の認定等に係る申請の受付</u> <u>(エ) 法第86条の5第2項および第3項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定の取消し等に係る申請の受付</u> <u>(オ) 法第86条の6第2項の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> <u>(カ) 法第87条の3第6項および第7項の規定によ</u>				
---	--	--	--	--

<u>る興行場等および特別興行場等としての使用の許可に係る申請の受付</u> オ <u>政令に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> (ア) <u>政令第115条の2第1項第4号の規定による制限の適用除外に係る認定に係る申請の受付</u> (イ) <u>政令第131条の2第2項および第3項の規定による前面道路に関する認定に係る申請の受付</u> (ウ) <u>政令第137条の12第6項および第7項の規定による大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付</u> (エ) <u>政令第137条の16第2号の規定による移転に関する認定に係る申請の受付</u> カ <u>条例に規定する事務のうち、次に掲げる事務</u> (ア) <u>条例第5条の2ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付</u> (イ) <u>条例第7条第2項ただし書の規定による特例の認定に係る申請の受付</u> (ウ) <u>条例第35条ただし書の規定による特例の許可に係る申請の受付</u> (エ) <u>条例第36条の3第1項の規定による制限の緩和の認定に係る申請の受付</u> キ <u>アからカまでに掲げるもののほか、法および条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であ</u>			
---	--	--	--

<u>って別に規則で定めるもの</u>			
(15)の2～(18) 省略		(15)の2～(18) 省略	
(19) 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 省略 コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。） (ア) 省略 （新設） <u>(イ) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告</u> <u>(ウ) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</u> <u>(エ) 省略</u>	市町（大津市および近江八幡市を除く。）	(19) 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 省略 コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。） (ア) 省略 <u>(イ) 法第51条第3項の規定による公表</u> <u>(ウ) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置の実施および公告</u> <u>(エ) 法第51条第5項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収</u> <u>(オ) 省略</u>	市町（大津市および近江八幡市を除く。）
(19)の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 省略 コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。） (ア) 省略 （新設） <u>(イ) 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施および公告</u>	大津市	(19)の2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 省略 コ 次に掲げる事務（アおよびエに掲げる事務に係るものに限る。） (ア) 省略 <u>(イ) 法第51条第3項の規定による公表</u> <u>(ウ) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置の実施および公告</u>	大津市

(ウ) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収 (エ) 省略		(エ) 法第51条第5項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収 (オ) 省略	
(19)の3～(24) 省略		(19)の3～(24) 省略	
(25) <u>租税特別措置法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u> ア <u>租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハおよび第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付</u> イ アに掲げるもののほか、<u>租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u>	町	(25) 削除	
(26)・(27) 省略		(26)・(27) 省略	
(28) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規</u>	町	(28) 削除	

<u>定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付</u>			
(29)～(47) 省略		(29)～(47) 省略	
(48) 都市計画法（以下この項において「法」という。）および都市計画法施行規則ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 <u>ア 法第29条第1項および第2項の規定による開発行為の許可に係る申請の受付</u> <u>イ 法第34条第13号の規定による届出の受付</u> <u>ウ 法第34条の2第1項の規定による協議の受付</u> <u>エ 法第35条の2第1項の規定による変更の許可に係る申請の受付</u> <u>オ 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出の受付</u> <u>カ 法第36条第1項の規定による工事完了の届出の受付</u> <u>キ 法第37条第1号の規定による認定に係る申請の受付</u> <u>ク 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出の受付</u> <u>ケ 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る申請の受付</u>	町	(48)から(51)まで 削除	

<u>コ 法第42条第1項ただし書の規定による開発許可を受けた土地における建築等の許可に係る申請の受付</u> <u>サ 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可に係る申請の受付</u> <u>シ 法第43条第3項の規定による協議の受付</u> <u>ス 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認に係る申請の受付</u> <u>セ 都市計画法施行規則第60条第1項および第2項の規定による開発行為または建築に関する証明書等の交付に係る申請の受付</u> <u>ソ アからセまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u>				
(49) 削除				
<u>(50) 都市計画法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</u> <u>ア 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る申請の受付</u> <u>イ 都市計画法第65条第1項の規定による建築等の許可に係る申請の受付</u> <u>ウ アおよびイに掲げるもののほか、都市計画法の</u>	町			

<u>施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u>			
(51) 削除			
(52)～(59)の3 省略		(52)～(59)の3 省略	
(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略	大津市、長浜市、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町（<u>愛荘町を除く。</u>）	(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略	大津市、長浜市、<u>近江八幡市</u>、草津市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町
(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略	彦根市、<u>近江八幡市</u>、守山市、<u>栗東市</u>および<u>愛荘町</u>	(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア・イ 省略	彦根市、守山市および<u>栗東市</u>
(61)の2～(62) 省略		(61)の2～(62) 省略	
(63) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u>（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）および法の施行のための規則に	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、	(63) 削除	

<u>基づく事務のうち、次に掲げる事務</u> ア <u>法第17条第3項の規定による特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定に係る申請の受付</u> イ <u>法第18条第1項（法第22条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物等の建築等および維持保全の計画の変更の認定に係る申請の受付</u> ウ <u>法第22条の2第1項の規定による協定建築物の建築等および維持保全の計画の認定に係る申請の受付</u> エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</u>	米原市および町		
(64) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可 イ 法第18条第7項の規定による通知および公告	草津市および甲賀市	(64) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可 イ 法第18条第7項の規定による通知および公告	大津市、長浜市、草津市、甲賀市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町
(64)の2～(76) 省略		(64)の2～(76) 省略	